

龍ヶ崎市文化協会 会則

[第1章] 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、龍ヶ崎市文化協会と称し、事務局を龍ヶ崎市教育委員会文化・生涯学習課内に置く。

(目的)

第2条 本会は、市民の文化芸術活動の振興に寄与するとともに、分野を越えて会員相互の交流を深め、龍ヶ崎市の文化の発展高揚を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 市民文化活動への積極的な参加及び協力
- (2) 本会部会の発表会等の開催
- (3) 各種文化活動の支援、連携及び奨励
- (4) 文化活動に関する調査研究及び宣伝啓発
- (5) その他、目的達成に必要な事項

[第2章] 会員及び組織

(組織)

第4条 本会は、龍ヶ崎市を拠点として活動し、本会の趣旨に賛同して加盟する文化団体(以下「加盟団体」という。)をもって組織する。

(会員)

第5条 本会の会員は、加盟団体に所属する者とする。

(部会・加盟団体)

第6条 本会の部会・加盟団体は、別表1のとおりとする。

(加盟及び退会)

第7条 文化団体が本会に加盟(以下「加盟」という。)しようとするときは、龍ヶ崎市文化協会加盟申込書(様式第1号)、会員名簿(様式第2号)並びに事業計画書(様式第3号)を添えて会長に提出し、本部会の承認を得るものとする。

加盟団体が本会を退会しようとするときは、龍ヶ崎市文化協会退会届(様式第4号)を会長に提出するものとする。加盟及び退会があった時、本部会は理事会に報告する。

[第3章] 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 第9条の規定による。
- (4) 事務局長 1名
- (5) 企画 2名
- (6) 渉外 2名
- (7) 広報 3名
- (8) 書記 2名
- (9) 会計 2名
- (10) 監事 2名

(役員を選任)

第9条 役員は、総会において互選により決める。ただし、理事は、加盟団体から推薦された者とし、人数は1加盟団体1名とする。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

役員は、任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職を引き続いて行うこととする。補欠役員任期は、前任者の残りの期間とする。

(役員職務)

第11条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の会務を執行する。
- (4) 事務局長は、本会の事務を総括する。
- (5) 企画は、本会の事業企画を行う。
- (6) 渉外は、本会の対外交渉を行う。
- (7) 広報は、文化活動に関する調査研究並びに宣伝、啓発業務を行う。
- (8) 書記は、本会の書記を行う。
- (9) 会計は、本会の会計を行う。

(10) 監事は、本会の会計を監査する。

(名誉会長・顧問)

第 12 条 本会に、名誉会長と顧問を置くことができる。名誉会長と顧問については、次のとおりとする。

(1) 名誉会長並びに顧問は、理事会の推薦に基づき、総会において決める。

(2) 名誉会長は、本会の象徴的な存在とし、本会の会議に出席し助言することができる。

(3) 名誉会長は、議決権を持たない。

(4) 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応ずるものとする。

[第 4 章] 会 議

(会議)

第 13 条 本会の会議は、総会、理事会及び本部会とし、会長が招集し議長となる。

(総会の構成)

第 14 条 総会は、役員及び代議員をもって構成し、過半数の出席により成立する。ただし、代議員は、加盟団体から推薦された者とし、人数は別表 2 のとおりとする。

(総会の議決)

第 15 条 総会は、次の事項を審議し、出席者の過半数で決する。ただし、賛否同数のときは、議長の決するところとする。

(1) 会則の改正に関する事

(2) 事業計画に関する事

(3) 収支予算及び決算に関する事

(4) 役員を選任に関する事

(5) その他、会長が必要と認める重要な事項

(理事会)

第 16 条 理事会は、次の事項を審議及び決定する。

(1) 会務の執行に関する事

(2) 総会の報告並びに議案に関する事

(3) その他、会長が必要と認める事項

(本部会)

第 17 条 本部会は、会長、副会長、事務局長、企画、渉外、広報、書記、会計をもって構成する。

2 本部会の業務は、理事会に対し本会業務運営のための案件を立案し、提案するものとする。

[第 5 章] 会 計 及 び 会 費

(会計)

第 18 条 本会の会計は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第 19 条 本会の会費は、2 以上の加盟団体に重複して所属している場合であっても、会員 1 人当たり年額 3 0 0 円とする。ただし、中学生までの会員は「ジュニア会員」とし年額 1 0 0 円とする。また、年度の中途に加入した場合であっても会費の額は年額分とする。

会費は、毎年度の 1 回目の理事会までに各加盟団体ごとにとりまとめ、一括納入するものとする。

本会を年度の中途に脱退した場合は、会費の返還は行わないものとする。

(会計年度)

第 20 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(表彰)

第 21 条 本会の目的達成のため顕著な功績のあった会員及び加盟団体に対し、別に定める表彰規定により表彰する。

(委任)

第 22 条 この会則に定めるものほか、必要な事項は、理事会において協議し決定する。

付 則

1. この会則は、昭和 62 年 5 月 29 日から施行する。
2. この会則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
3. この会則は、平成 5 年 7 月 29 日から施行する。
4. この会則は、平成 11 年 6 月 25 日から施行する。
5. この会則は、平成 12 年 5 月 22 日から施行する。
6. この会則は、平成 14 年 5 月 20 日から施行する。
7. この会則は、平成 15 年 5 月 26 日から施行する。
8. この会則は、平成 19 年 5 月 21 日から施行する。
9. この会則は、平成 23 年 5 月 12 日から施行する。
10. この会則は、平成 26 年 5 月 8 日から施行する。
11. この会則は、平成 28 年 4 月 22 日から施行する。
12. この会則は、平成 30 年 4 月 27 日から施行する。